

部長

三

経費第四号

復員官署(般(及地方共済部))

四

公定を超えし価格で調年等實施した場合の証明方法について

昭和三十三年四月四日

第一復員局 経理部長

0719

3

物資の需給逼迫に伴つて公定価格による調年等の困難な場合もすくなくあると思はれ、
ヤセを得るに必要より公定を超えし価格で調年などを実施した場合、
於ては証憑書にその事由を明記して當該實際価格を以て証明することを知相成りたい。

又三

証明上公定価格に固執すべし結果事實に及ぶ数量等を作為して
総金額に符合せしめよが知悉は計算證明の本旨にも及し且不正事故
を発生し得る虞あり故に水を除く念のため申添之

三

復第三一號

地方世話部の地方廳への統合に就て

昭和二十二年四月二十六日

復員廳 總裁、官房長

史實調査部長殿

別紙の通總、叔から各都道府縣知事宛通知せられたから通知する
通知先 連絡局、支部、上陸地、世話部、留業、船舶、局内各課、内務省

0720

復第三〇號

地方世話部の地方廳統管に就て

今般地方自治法施行と共に地方世話部が名實共に地方廳内に統合せられ茲に新に衆望をになつて就任せられた知事各位の直接指導を受け得るに至つた事は復員當局としても力強く感ずる次第である

狀況不明者の調査整理、先般者及び未帰還者に關する諸給與の實施その世の事務等復員業務遂行の道程は申す迄もなく本人の身上に就ては勿論のこと多数の留守家族や遺族等にも影響する處が大であるので此上とも地方行政の重要な一部として御指導を願度い

同此等世話業務の迅速確實なる遂行の爲には益處に亘る総合的計畫に悉いて台同調査や資料の整理等を実施して行くことが極めて必要であつて當部業務と復員業務とは渾然一体不可分の關係にあるので今般とも益々相互連絡を緊密にする如く配慮せられ度く就ては今次文編に伴ふ事務遂行を固辭にするより益分の固見行の復員關係事務諸規定を準用し業務遂行を期し復員に付御諒察を得たい

0721

向迄に御承知の如く、利便員は、所屬ノ地、地區の業務終了と共に、何れもなく終了するものであり、これに従事する職員は、永年性をも業務に對し、一身上將來の利害を、敢外視して、勤勞して居るのであるから、將來とも之等の旨を考へせられ、給與、待遇、人員整理時の就職、待遇等に就て、御配慮願ひ度又、兎職員の元軍人の通任者を選定する必要上から、多數の退職、該當者を含んで居るか之等は、所屬地、司令官に於いて、留任を認められて居るのであるから、必要員を引渡さしめしめる、御配慮あり度い

昭和二十二年四月二十二日
陸軍省 人事課 專任部

各都道府県知事

0722

29
經 歴 第 六 六 號

建 物 竣 工 調 書 提 出 について

昭 和 二 十 二 年 五 月 十 五 日

第 一 復 員 局 經 理 部 長

昭 和 二 十 一 年 度 國 有 財 産 増 減 報 告 書 提 出 の 為 必
要 につ き 二 十 一 年 度 當 部 より 令 達 した 豫 算 を 以
て 建 築 した る 建 物 の 竣 工 調 書 (設 計 書 添 付) を
五 月 三 十 日 迄 に 當 部 に 到 着 す る 如 く (連 絡 局 同 支 部
に 書 話 課 の 分 を 取 纏 め) 提 出 せ ら ぬ 度
注 意

左 の 件 を 必 ず 具 備 せ ぬ 度

0723

- 月日
1. 場所
 2. 建物
 3. 事務所
 4. 倉庫
 5. 雑屋
 6. 建築上の区分
1. 工作物
 2. 建坪
 3. 延坪
 4. 金額
 5. 起工(竣工)

通勝先
各連絡局同支部(隔地に對しては電報済)
留業 文書課

0724

部長

経監第六七号

復員官署一般

會計検査院の検査に付するもろ通知

昭和二十二年五月十二日

第一復員局 經理部長

林

物品及び出入才出外現金に関する委託検査は會計検査院法の改正により廃止されしが今回この検査に別紙の通り定められたいと承知相成りたく通知する

尚この規則については毎月計算書に於て會計検査院に提出しなすべしと念を為し添付の通知書に於て會計検査院法は四月十九日附官報に掲載せられ

（通知） 改正會計検査院法は四月十九日附官報に掲載せられ

0725

経監第六七號別紙

普第一二九號

昭和二十二年五月三日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

会計検査院長 黄井 誠一郎

会計検査院の検査に付するもの、通知に関する件

会計検査院は、会計検査院法第二十三條第一項に規定するものの中左記のものは昭和二十二年五月三日以降検査することに決定したから、これを通知する

- 一 国の所有する物品 有價証券
- 二 国の保管する物品
- 三 国の補助金奨励金を交付し、その他財政援助を與えている都道府縣のその会計
- 四 国の補助金を交付している憲法普及会の会計

0726

部長

五

七五

人往第五四五號

復員又は戦歿せる又官以下の取扱について

昭和二十二年五月七日

第一復員局八事課長

スミ

史実調査部長殿

首題の件執務上の参考として送付致します

送付先

第一復員官着一般

0727

復員又は戦歿せる文官以下の取扱について

五月三日新憲法施行に伴ひ大権事項が大印に縮少せられ同日以後文官の任免の大部も内閣總理大臣に移ることになるのですが戦歿せる文官の人事取扱に就ては其戦歿の事實が大權事項として存在してゐた當時に起つてゐるので之れを直に總理大臣に其儘移譲せらるゝことについては聊か疑義があるとの見解から内閣の事務當局に於て法制的の處置を講ぜられつゝありますか之れが決定を見た上で之れ等戦歿者の陞格昇等、昇給及び軍政關係要員中復員者の舊所屬轉換等は従前の通り續行せらるゝ様態なる等である依つて高等文官の陞等、判任文官を高等文官に陞格せしむることは従來の慣例によつて上申し其の他の事項は曩に代行移譲せられあるところによつて各所管又は残務整理部等で實施せられたい而して其の取扱期間については復員後一年間遡及するところができることになつてゐる（昭和二年四月六日別紙参照）

以下取扱ひの要領及基準等の概要について述べるが之等は従來の通牒

0728

等を取纏め之れに若干の説明を加へ注意を喚起せんとするものである

記

一 復員せる文官の陞等、陞格及昇給

生還復員せる文官中左記に該當し眞に功績顯著なるもので優遇を適當とするものに就ては復員完結し退官に際し陞等、陞格、昇給せしむることができる

ノ 高等文官の陞等

昭和二十年九月二日迄に別表に示す停年を有する者に限る

(註) 昭和二十一年四月一日勅令第一九三號で高等官官等俸給

令は廢止せられ同日勅令第一九〇號官吏任用叙級令で親

任官を除き官吏を一級、二級、三級と定められた

2 判任文官の陞格

昭和二十年十一月末日現在で左の停年及資格ある者について詮議せられる

(1) 事務官

0729

文武、判任官在職十五年以上で其の内文官在職八年以上で二級俸以上の者

(ロ) 技術官

判任官在職十五年以上で三級俸以上の受給者で別表の任用資格標準に達しある者

(註) 昭和二十一年四月一日以後復員に際し陞格せしめらる者は新しい官吏任用級令によつて取扱はれるのであるから例へば任陸軍理事官又は任陸軍技師叙奏任として高等官何等とはならない(昭和二十一年勅令第一九三號第十七條參照)昭和二十一年三月三十一日迄の者は從前の通りである

3. 昇給

昭和二十一年四月一日迄に別表内規の昇給停年に達しある者(別表)及び九月の各月末日である三月(但し軍政要員で選出官署に復歸轉官する者等)については特別詮議で其の復員迄別紙停年によつて昇給せしめてもよいが豫算の關係で實際の給與は昭和二十一年四月

0730

一日現在に依る外は支給せられないから本人に其の旨を傳へて置く必要がある

(註) 通信、交通杜絶等の爲め長期間昇給せしめられなかつた者は別表停年によつて一度に數級昇給せしめてもよい例へば昭和十八年八月六日六級俸で従軍した判任文官が爾後昇給せしめられたことなく昭和二十一年一月復員した場合は復員時に於て

昭和十九年三月三十一日附で五級俸に(停年半年とす)
昭和二十年三月三十一日附で四級俸に(停年一年とす)
に廻り昇給せしむることができる

ニ 戦死又は戦病死せる文官の階等、階格、昇給
ノ 高等文官の階等

戦死又は戦病死、當時別表内執停年に示す停年の半ばを過ぎたる者
勅任文官への階格は特別詮議に依る

0731

2 判任文官の陞格

(1) 戦死者

判任文官在職五年以上で戦功のあつた者

(2) 戦病死者

判任文官在職五年乃至七年以上で功績顯著なる者

3. 昇給

戦死又は戦病死によつて一階級の昇給を行ふを原則とし當時別表内規停年の半ばを過ぎ功績顯著な者は二階級迄昇給せしめてもよい而して通信、交通杜絶等で短期間昇給せしめられなかつた者は前述の生還者の例によつて數階級昇給せしめてもよい例へば昭和十七年三月月俸七十圓で従事した判任文官が爾後昇給せしめらるゝことなく昭和二十年二月十日に戦死又は戦病死した場合

昭和十七年九月三十日附で六級俸に（停年半年とす）

昭和十八年三月三十一日附で五級俸に（停年半年とす）

昭和十九年三月三十一日附で四級俸に（停年一年とす）

昭和二十年二月十日附で二級俸に

昇給せしめてもよい

（註）戦死又は戦病死者等で陞格せしめ度いが有謂方法を講じても履歴書の整備のできない者に對しては俸給を昇給せしむることも優遇の一方法である

判任文官への陞格

判任文官への陞格任用等については昭和十七年四月陸達第十九號で各所管長官に代行發令を委任せられ次で昭和二十年四月二十一日陸密第一九三六號で其の銓衡をも代行する如く委讓せられてあるので之れによつて適當に運用せられ度い
特に取扱上注意を要する點は恩給法上の公務員でない者を公務員に任用する場合（一例を挙げれば雇員を判任文官に任用する等）には戦死又は戦病死の前日以前に發令するを要することである、これは戦死又は戦病死當日に任官せしめたのでは公務員として在職中戦死

0733

又は戦病死したものと認めらるゝので折角恩給又は扶助料を受けさせる爲め任用しても其の恩典に浴せしめることができなからである
四 待遇及び扱者について

戦時中親任待遇以下の待遇附與せられたものは囑託、軍政要員、通譯等が大部分であるが其の内囑託については

昭和十八年十月十三日陸達第八七號で陸軍囑託制實施せられて奏任待遇以上の命免は大臣で判任待遇者の命免は各所管で代行によつて取扱はれて來たが終戦後昭和二十年十一月十九日人往第四〇六五號で内地部隊の囑託制の廢止せられてゐるのであるが外地部隊所屬者を當時に遡り之が取扱ひを必要とするものについては正式の待遇者ではなく部内限りの奏任扱又は判任扱として處理せられ度いその標準は昭和十八年四月十七日人往第一七五五號に示されてあるが大體前言、學歷、年齢、俸給又は手當、社會的地位等によつて適宜定められたい

五 履歷書の整備について

0734

判任文官を陞格任用せんとすれば先づ第一に必要なものは履歴書である。これは法制局に於ける資格詮衡上絶対必要なものであるが戦死者等の履歴書の整備は容易でない事は事實であるが従軍關係部隊内の調査は勿論原所屬例へば遞信省、運輸省等又は本籍地若は現住地市町村役場、遺家族、戦友等有謂方面に連絡し整備に努め尙整備困難なるものについては其の旨連絡せられたい

六 他省等からの従軍文官以下について

遞信省、運輸省其の他の官署から其の官を保有せる儘（例へば遞信事務官、同屬、鐵道官又は同官補等）従軍せる者の陞格、昇給等は原所屬の所屬長官たる遞信大臣又は運輸大臣等で發令の上其の結果を復員局に通報があるので陞格せしめられたる者は其の資格で再配屬せられ其の旨關係各省及部内關係官署及び殘務整理部等に昇給者に在りては都内關係官署、關係殘務整理部等に復員局から通報せられてゐる、この再配屬をしないと本人は陞格せる資格で職務についた事に

ならないから恩給又は扶助料受給上不利であるからである

而して最近に於ける各省關係の戦歿者で各省で階格又は昇給を取扱はれるものは地方世話部から戦死又は戦病死の公報か又は死亡確認のあつた者が大部分である

以上復員又は戦歿せる文官人事取扱の概要であるが文官人事は其の取扱規定頗る複雑多岐で分り憎いのであるか復員者及び戦歿者の個人に對する利害は極めて甚大であるので親切熱心に之か研究に努め之等該當者の勞に酬ひられたい

最後に陸軍文官で恩給權を剝奪せられたのは次の各官であるが其の外
の陸軍文官は恩給又は之に代る扶助料を受けられるので其の點も注意の上取扱ほれたい

陸軍文官で恩給權を剝奪せられたもの

陸軍司政長官、向司政官、軍政地教授、陸軍教授、書記官、技師

警部、警査、監獄看守長等である

0736

年五	= 別特	判 任 文 官	給	棒	等	官
半年二	= 級一		年二 = 級一	勅 任 官	二 年	一 等 官 二
半年一	= 級二		年二 = 級二			
年一	= 級三		半年一 = 級一	奏 任 官	議 個 々 依 ル 詮	二 等 官 二
年一	= 級四		半年一 = 級二			
年一	= 級四		年一 = 級三			
年一	= 級四		年一 = 級四			
年一	= 級五		年一 = 級五			
年一	= 級六		年一 = 級六			
年一	= 級七		年一 = 級七			
年一	= 級八		年一 = 級八			
年一	= 級九		年一 = 級九			
年一	= 級十		年一 = 級十			
年一	= 級十	年一 = 級十一				

別表

國軍文官階等昇給内規停年

高等文官

0737

別表二

文官任用令第七條該當者ノ銓衡標準表

(昭一八一—一三)
人往四八九二)

教員、技術官等銓衡任用者ノ資格標準

學 歷 又 ハ 出 身 別 經 歴	任用官名	
	教授、技師 通譯官等	技手、看護婦長等
大學令ニ依ル 大學學部卒業者	二年以上	
專門學校令ニ依ル專門 學校及同程度ノ學校卒業者	五年以上	
勅令ニ依リ中學校ノ學科 程度ト同等以上ト認メタ ル實業學校卒業者	十五年以上	一年半以上
其ノ他ノ實業學校卒業者	十七年以上	三年以上
技術部、經理部、准士官 下士官	十七年以上	三年以上
其ノ他ノ下士官	二十年以上	四年半以上
學 歷 ナ キ 者	二十年以上	四年半以上
赤十字社救護員養成規則 ニ依ル看護婦長適任證書 ヲ有スル者		一年半以上
官立病院ニ於テ看護婦 長ノ勤務ニ シタル者		四年半以上

摘
要

一 教授、技師、通譯官等ノ銓衡ニ方リテハ武官トシテノ在職年數ノ概ネ上掲年數ノ三分ノ一以內ニ於テ通算スルコトヲ得
二 工員トシテノ勤務年數ハ其ノ二分ノ一ヲ上欄ノ期間ニ通算スルコトヲ得

看護婦ノ實施經歷年數ハ看護婦免許狀受領後ノ實地經歷年數トシ私立病院又ハ看護婦會ニ於ケル勤務年數ハ其ノ三分ノ一ヲ上欄ノ期間ニ通算スルコトヲ得

0738